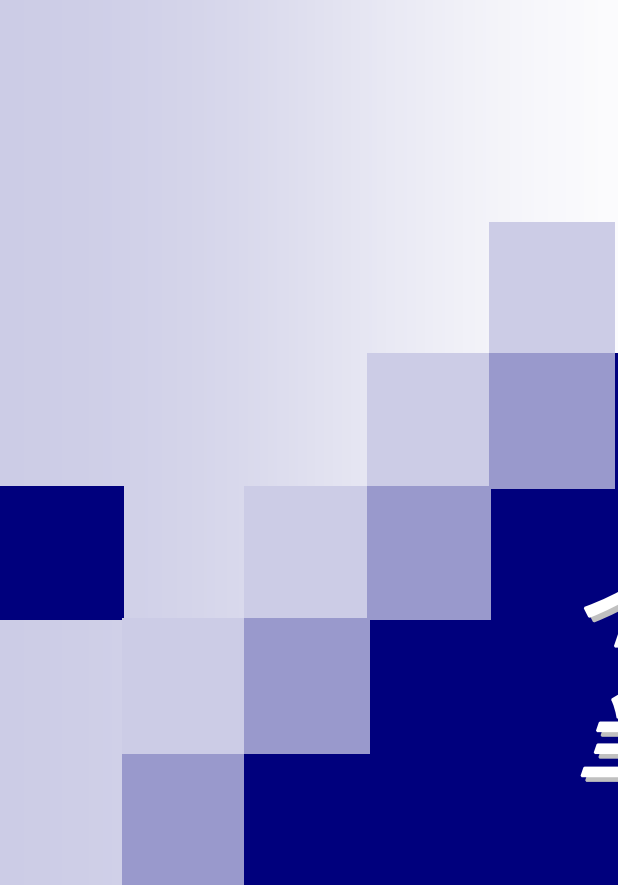




インサイダー取引に対する 当局の取組み

証券取引等監視委員会
事務局長 岳野 万里夫

目次

- I. 金融商品取引法によるインサイダー取引規制
- II. 事後的な監視状況
 - 証券取引等監視委員会・各地の財務局と証券取引所等が連携した監視体制
 - 監視委員会等による取引審査、課徴金勧告・告発等
 - 最近の告発・課徴金勧告の事例
 - 最近のインサイダー事件の傾向
 - 増加しているTOB関連インサイダー取引のリスク分析と未然抑止策
- III. 事前予防の重要性
- IV. インサイダー規制導入20年

インサイダー取引

- ① 誰が : 発行会社 や公開買付等 の関係者が
 - ・ 発行会社や公開買付者の役職員
 - ・ 発行会社や公開買付者との契約締結者等
 - ・ これらの者から、直接情報の伝達を受けた者
- ② どんな場合に : 重要事実を知って
 - ・ 決定事実
 - ・ 発生事実
 - ・ 決算情報
 - (・ その他、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすようなもの)
- ③ いつ : 公表前に
 - ・ T D n e t を通じた適時開示
 - ・ 新聞等報道機関 2 社以上 + 12 時間ルール
 - ・ 法定開示書類の公衆縦覧
- ④ 何をしたら : 株式等を売買する
 - ・ 利得の有無は関係なし

会社関係者・情報受領者

会社関係者

○上場会社等の役職員

帳簿閲覧権を有する株主

法令に基づく権限を有する者(ex. 監督官庁の職員)

契約締結者、締結交渉中の者(関与する弁護士等も含む) 等

元会社関係者(該当しなくなってから1年以内の者)

○情報受領者

会社関係者から重要事実の伝達を受けた者(ex. 家族、同僚)

→情報受領者から情報を得た者(2次受領者は対象外)

重要事実

決定事実、発生事実 決算情報、バスケット条項

- 投資判断に重要な影響を及ぼす情報
 - 一 増減資、合併、業務提携、災害等による損害、主要株主異動
業績修正、その他投資判断に著しい影響を与える情報 等
- 日常用語の「重要な事実」と同じではない
- 子会社に生じた事実も含まれる
- 重要事実の発生時期に注意！
 - 会社の正式な機関決定（取締役会決議など）よりも相当早い時期に実質的な決定がされたと認定されるのが通常
 - 社内体制の整備もこれを前提に

インサイダー取引/違反への制裁

違反者には、

刑事罰 : 5年以下懲役、500万円以下罰金
没収・追徴

課徴金 : 利得相当額(法定の計算方法による)

違反者所属企業には、

企業の信用が損なわれる

業績の低下等の深刻な事態につながることも・・・

昭和63年2月 証券取引審議会

内部者取引の規制の在り方について（抄）

有価証券の発行会社の役員等は、投資家の投資判断に影響を及ぼすべき情報について、その発生に自ら関与し、又は容易に接近しうる特別な立場にある。これらの者が、そのような情報で未公開のものを知りながら行う有価証券に係る取引は、一般にインサイダー取引、すなわち内部者取引の典型的なものと言われている。こうした内部者取引が行われるとすれば、そのような立場にある者は、公開されなければ当該情報を知れない一般の投資家と比べて著しく有利となり、極めて不公平である。このような取引が放置されれば、証券市場の公正性と健全性が損なわれ、証券市場に対する投資家の信頼を失うこととなる。

内部者取引の規制が必要とされる所以である。

… 当審議会としては、内部者取引の未然防止を図るとともに、これを規制する法制の整備を速やかに進めるべきであるとの結論に達した。

証券取引法改正案に対する付帯決議

衆議院大蔵委員会における付帯決議（抄）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 内部者取引の規制に当たっては、行政当局、証券取引所等関係者において未然防止体制の整備に万全を期すること。
- 一 内部者取引の規制に当たっては、その規制の範囲が具体的かつ明確になるよう配慮すること。」（昭和63年5月13日 衆議院大蔵委員会議録第17号16頁）

参議院大蔵委員会における付帯決議（抄）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

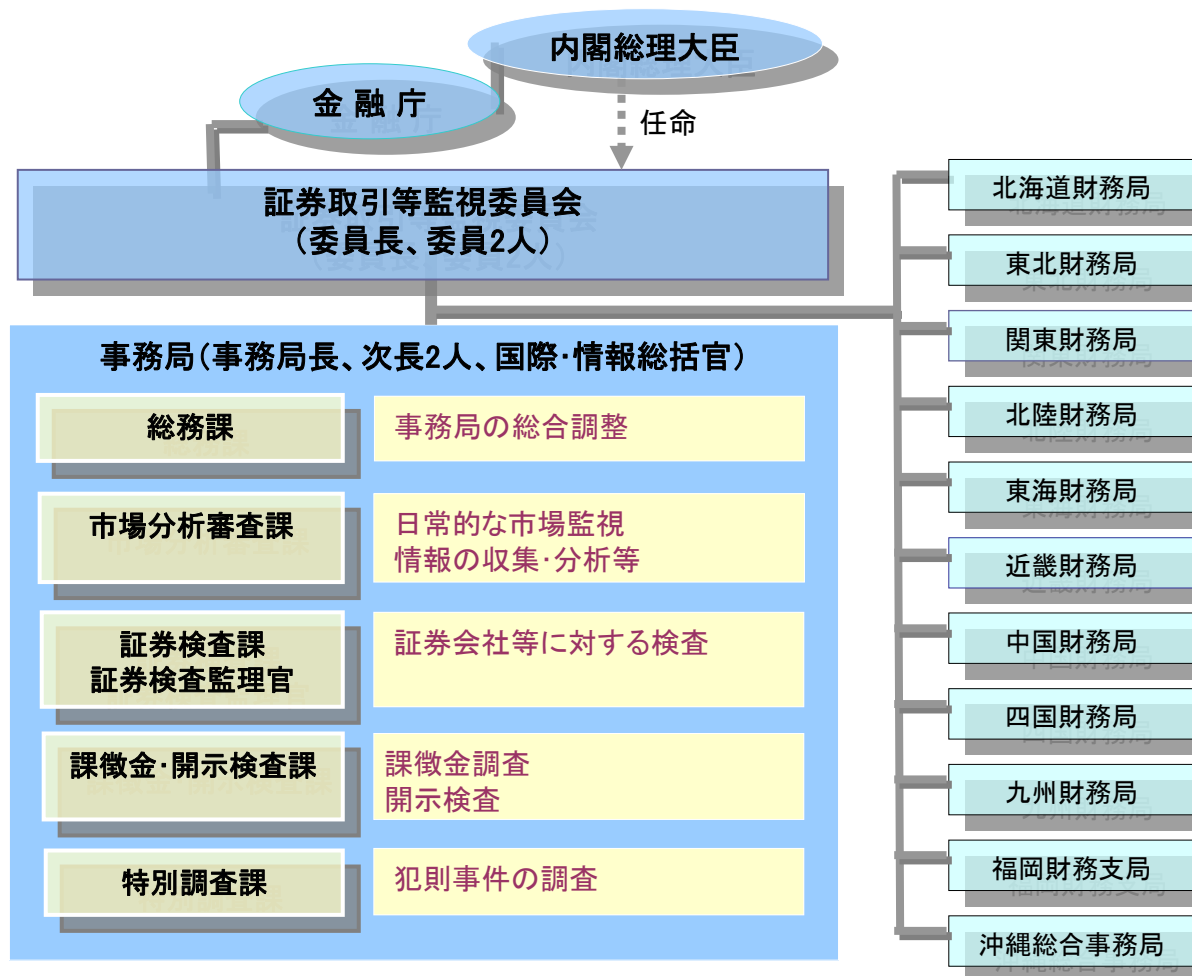
- 一 内部者取引の規制に当たっては、その規制の対象となる範囲が具体的かつ明確になるよう努めるとともに、行政当局、証券取引所等関係者において未然防止体制の整備、市場監視・検査体制の充実に万全を期すること。」

（昭和63年5月24日 参議院大蔵委員会会議録第16号2頁）

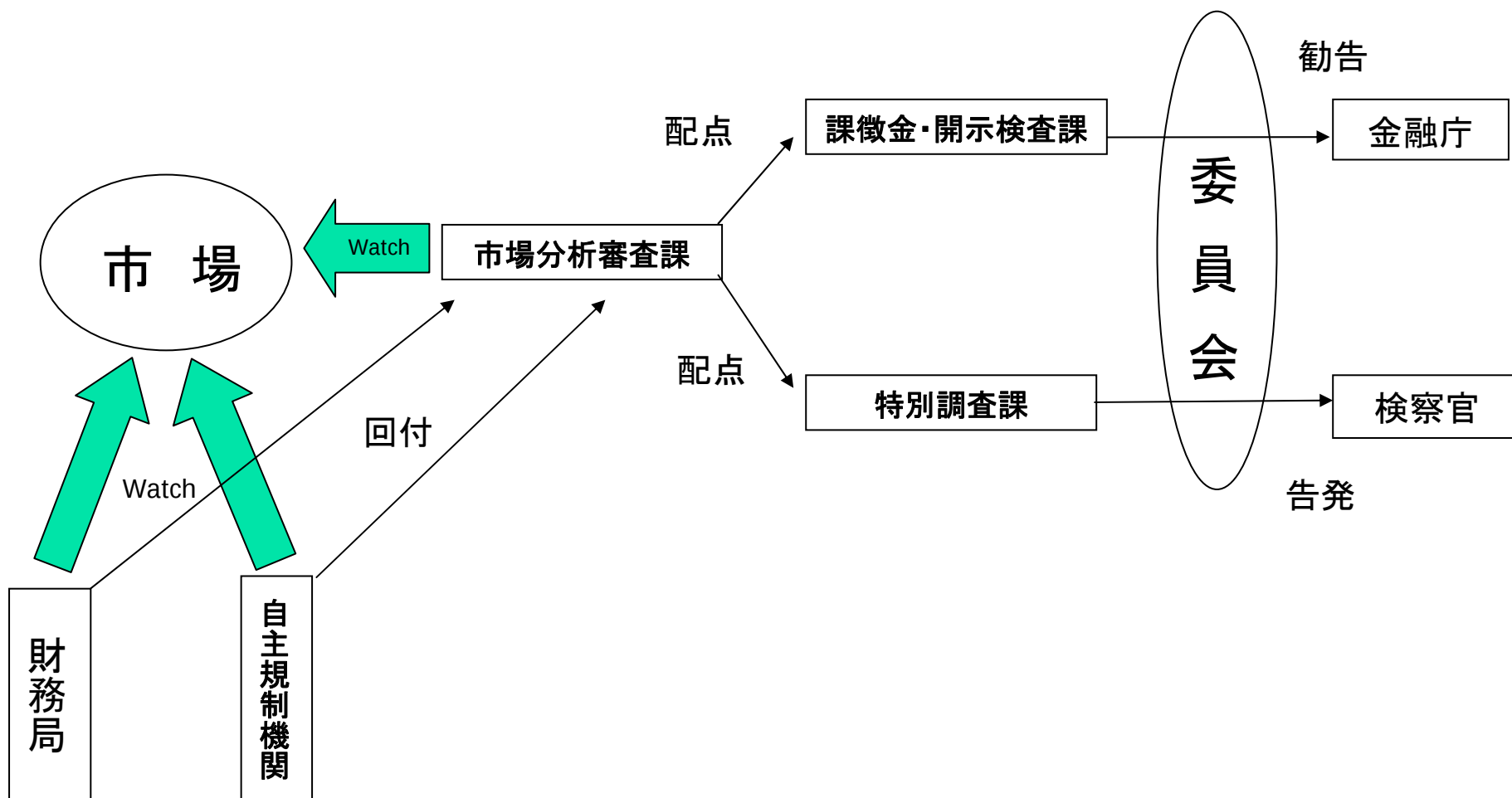
事後的監視

1. 市場分析審査；監視の目の強化
 - 個別取引審査
 - ゲート・キーパーとしての証券会社、証券取引所との連携
 - 一般からの情報受付
2. 課徴金調査の活用
3. 犯則事件調査での対応

証券取引等監視委員会の組織



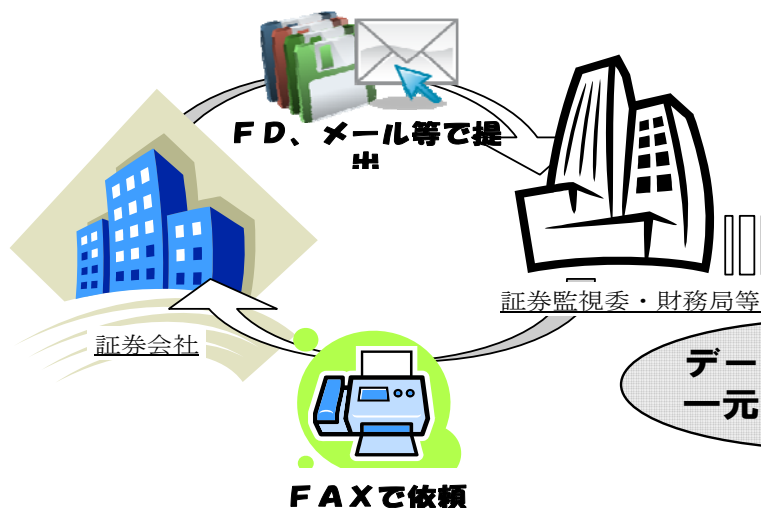
市場監視の業務フロー



証券監視委・財務局等と証券会社との売買データ授受について

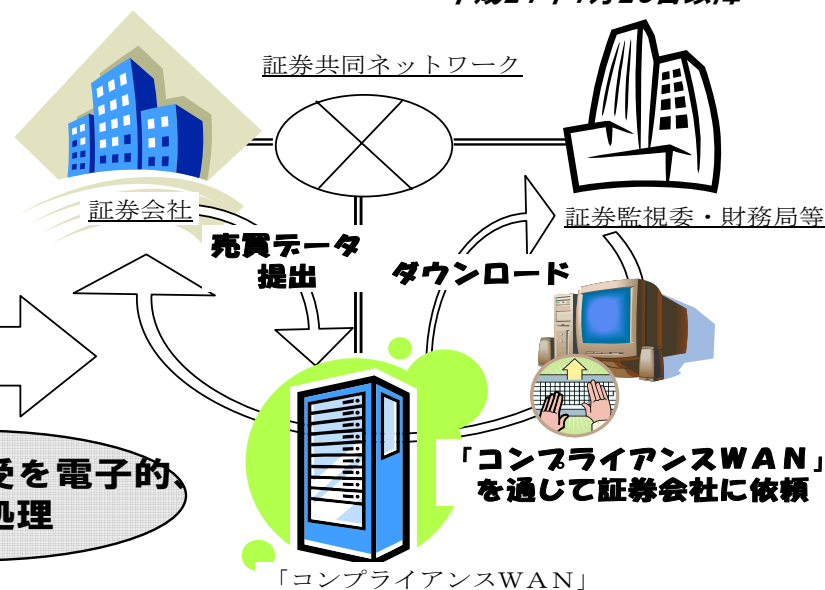
「コンプライアンスWAN」稼働前

平成21年1月25日まで



「コンプライアンスWAN」稼働後

平成21年1月26日以降



効果

- ・ データ授受にかかる時間の短縮
- ・ セキュリティレベルの向上

(注) 平成21年6月1日からは「コンプライアンスWAN」の個別メッセージ機能が稼働し、証券会社から売買明細以外のデータ授受が可能になるとともに、証券監視委・財務局等と証券取引所及び日本証券業協会との間でのデータのやり取りも可能となった。

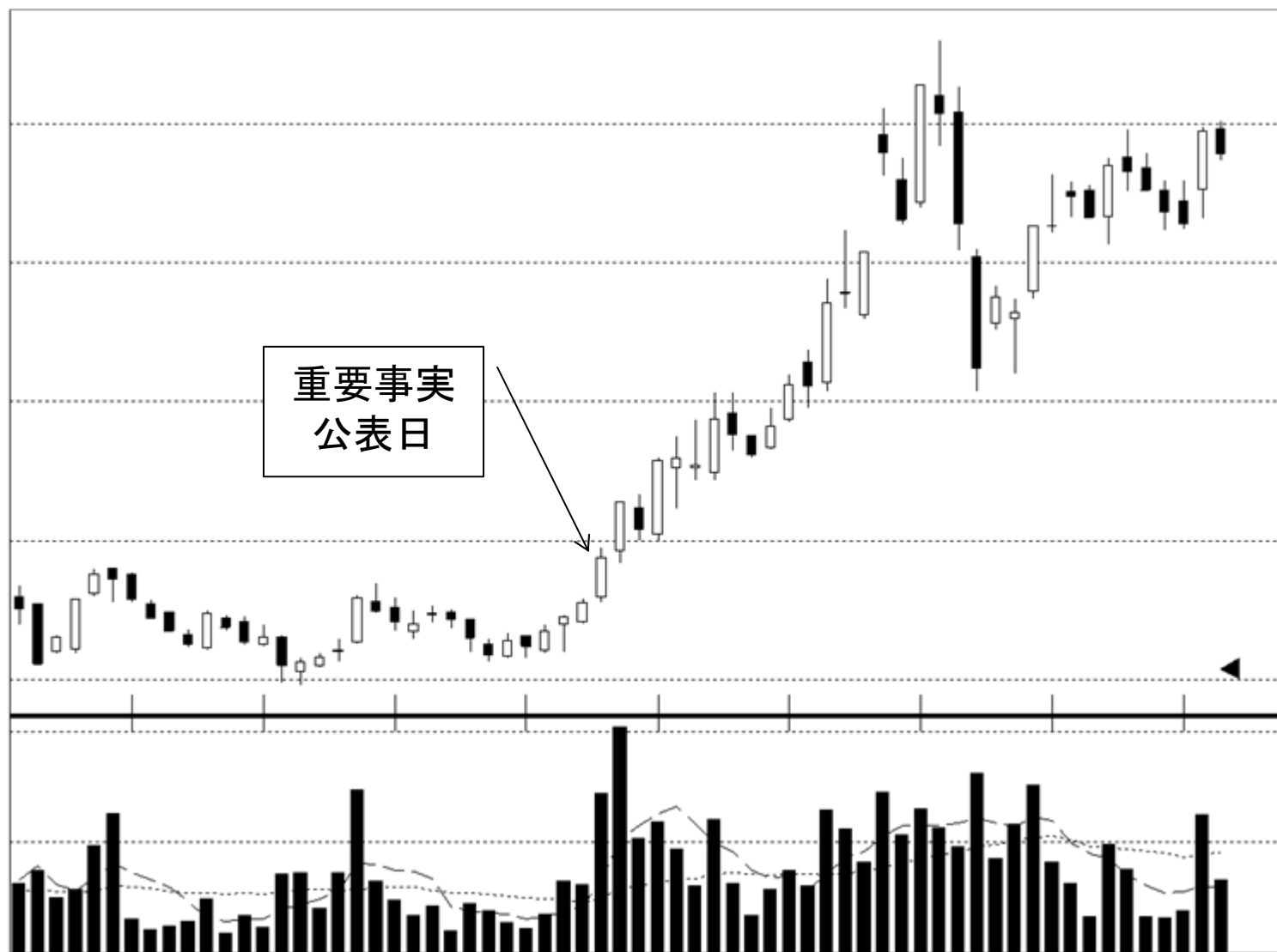
取引審査の実施状況

(件)

	H18	H19	H20	H21
価格形成	141	141	132 (49)	94
内部者取引	884	951	889 (224)	649
その他	14	6	10 (3)	6
合計	1,039	1,098	1,031 (276)	749
(証券監視委)	631	598	493 (132)	319
(財務局等)	408	500	538 (144)	430

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度()内書は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数



課徴金勧告・告発の状況

(件)

区 分 \ (事務)年度		H17	H18	H19	H20	H21 (H21.4～H22.3)
課徴金納付命令勧告	課徴金納付命令勧告	9	14	31	32 (15)	53
	開示書類の虚偽記載等事案	0	5	10	12 (5)	10
	相場操縦事案	0	0	0	2 (1)	5
	インサイダー取引事案	9	9	21	18 (9)	38
告発	告発	11	13	10	13 (4)	17
	開示書類の虚偽記載等事案	4	1	2	4 (2)	4
	風説の流布・偽計事案	1	0	2	2 (0)	3
	相場操縦事案	1	3	4	0 (0)	3
	インサイダー取引事案	5	9	2	7 (2)	7

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 平成20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月～6月)の件数

告発事例(インサイダー取引)

告発日	銘柄名	重要事実	嫌疑者	情報伝達者
18. 5. 30	アライドテレシス(株)	株式分割	発行会社役員、発行会社役員実子 発行会社役員同居人、発行会社役員同居人の実妹	発行会社役員
18. 6. 22	(株)ニッポン放送	公開買付に準ずる行為	ファンド中核会社、ファンド実質経営者	公開買付者の幹部ら
18. 7. 25	(株)西松屋チェーン他4社	株式分割	新聞社社員	
18. 8. 3	(株)ピーシーデポコーポレーション (株)オー・エー・システムプラザ	株式分割、業務提携、株式発行	発行会社社員	発行会社役員
18. 10. 20	(株)IMJ	株式分割	発行会社顧問	
19. 2. 5	(株)セイクレスト	株式分割	発行会社役員、会社役員、会社社員	
19. 2. 26	(株)セイクレスト	業績予想の修正	発行会社社員、会社役員	
19. 2. 26	(株)セイクレスト	株式分割	発行会社社員の知人	発行会社社員
19. 5. 29	ホームマック(株)、(株)カーマ	株式移転	会社役員	
19. 6. 4	ホームマック(株)	株式移転	会社役員	発行会社役員
19. 6. 7	(株)伊藤園ほか17社	株式分割	印刷会社社員、印刷会社社員の親族(6名)	
20. 3. 14	(株)ポッカコーポレーション他4社	公開買付 (①、②)	①開示書類印刷会社職員、②開示書類印刷会社職員、元職員	②開示書類印刷会社職員
20. 5. 30	三光純薬(株)他3社	株式交換、公開買付	証券会社職員(M&A部門)、左の知人	
20. 10. 7	(株)LTTバイオフーマ	子会社の異動を伴う株式譲渡	発行会社副会長(子会社社長)	
20. 12. 5	(株)LTTバイオフーマ	子会社における詐欺行為の発覚(バスケット)	発行会社子会社の取引先社長	発行会社役員
21. 2. 10	(株)ワークスアプリケーションズ エネサーブ(株)	業績予想の下方修正 (①、②)	IRコンサルタント (①発行会社のIRコンサルタント、 ②発行会社のIR担当役員)	①発行会社役員
21. 3. 27	(株)キャビン	PEFとの業務提携解消	発行会社と同業会社の社長	PEF役員
21. 3. 31	(株)プロデュース	監視委による粉飾嫌疑での強制調査(バスケット)	発行会社元役員	発行会社職員
21. 4. 22	ジェイ・ブリッジ(株)	業績予想の下方修正	発行会社常務執行役員	
21. 4. 27	ジェイ・ブリッジ(株)	業績予想の下方修正、特別損失の計上	発行会社元会長	
21. 7. 31	日産ディーゼル工業(株)	公開買付	発行会社職員、左記の元夫	発行会社役員
21. 10. 20	グッドウィル・グループ(株)	子会社化	発行会社子会社前社長	発行会社子会社役員
21. 12. 15	(株)テレウェイヴ(現:(株)SBR)	業績予想の下方修正	発行会社子会社元役員、左記の知人2名	発行会社職員
21. 12. 15	中外製薬(株)	公開買付	発行会社職員の知人	発行会社職員
22. 3. 16	(株)テークスグループ	株式の募集、新株式発行増資の失権(バスケット)	発行会社の実質的経営者	

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
1	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (営業等従事)	重要事実(株式発行及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	32万円	平成18年2月8日
2	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (経理等従事)	重要事実(株式発行及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	31万円	平成18年2月8日
3	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年1月13日	ガーラ (大証ヘラクレス)	ガーラ社社員 (業務管理等従事)	重要事実(業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	31万円	平成18年2月8日
4	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年2月1日	利根地下技術 (ジャスダック)	利根地下技術社社員 (管理職)	重要事実(民事再生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	72万円	平成18年2月15日
5	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年4月17日	フジプレミアム (ジャスダック)	フジプレミアム社役員	重要事実(株式分割)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	213万円	平成18年5月9日
6	内部者取引 (証券取引法第175条第7項)	平成18年4月17日	フジプレミアム (ジャスダック)	フジプレミアム(株)	重要事実(株式分割)を、その職務に関して知った上記5の役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	42万円	平成18年5月9日
7	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年5月11日	アイネス (東証1部・大証1部)	アイネス社社員 (法務等従事)	重要事実(当期純利益及び配当予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	5万円	平成18年5月26日
8	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年5月24日	日本プラスト (ジャスダック)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(株式発行)を、日本プラスト社との間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	82万円	平成18年6月9日
9	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年5月24日	日本プラスト (ジャスダック)	上記8の者からの 第一次情報受領者	重要事実(株式発行)を、上記8の者からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	46万円	平成18年6月9日
10	内部者取引 (証券取引法第175条第1項)	平成18年9月14日	パオ (東証2部)	(株)ジー・コミュニケーション	同社役員が、重要事実(株式発行)を、パオ社との間の契約の履行に関して知り、同社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	39万円	平成18年10月2日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
11	内部者取引 (証券取引法第175条第 1項)	平成18年12月8日	アロカ (東証1部)	アロカ社社員 (技術開発等従事)	重要事実(当期純利益予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	17万円	平成18年12月25日
12	内部者取引 (証券取引法第175条第 1項)	平成18年12月8日	アロカ (東証1部)	アロカ社子会社の役員	重要事実(当期純利益予想値の下方修正)について、アロカ社役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実公表前に売付け。	16万円	平成18年12月25日
13	内部者取引 (証券取引法第175条第 1項)	平成18年12月8日	アロカ (東証1部)	アロカ社子会社の役員	重要事実(当期純利益予想値の下方修正)について、アロカ社役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実公表前に売付け。	73万円	平成18年12月25日
14	内部者取引 (証券取引法第175条第 1項)	平成19年2月6日	ジャパン建材 (東証1部)	ジャパン建材社社員 (経理等従事)	重要事実(連結当期純利益予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	4万円	平成19年2月26日
15	内部者取引 (証券取引法第175条第 7項)	平成19年3月9日	小松製作所 (東証1部・大証1部)	(株)小松製作所	同社執行役員が重要事実(子会社の解散)を、その職務に関して知り、会社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	4378万円	平成19年3月30日
16	内部者取引 (証券取引法第175条第 7項)	平成19年5月8日	大塚家具 (ジャスダック)	(株)大塚家具	同社役員が重要事実(配当予想値の修正)を、その職務に関して知り、会社の計算において、当該事実の公表前に買付け。	3044万円	平成19年5月29日
17	内部者取引 (証券取引法第175条第 1項)	平成19年6月15日	ダイヤモンドリース (東証1部)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(合併)を、ダイヤモンドリース社との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	20万円	平成19年6月29日
18	内部者取引 (証券取引法第175条第 1項)	平成19年6月15日	UFJセントラルリース (東証1部・名証1部)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(合併)を、UFJセントラルリース社との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	42万円	平成19年6月29日
19	内部者取引 (証券取引法第175条第 1項)	平成19年7月3日	倉元製作所 (ジャスダック)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(業務提携)を、倉元製作所社との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	15万円	平成19年7月13日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
20	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成19年10月19日	泉州電業 (東証2部・大証2部)	泉州電業社社員 (業務管理等従事)	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	4万円	平成19年11月8日
21	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成19年10月19日	泉州電業 (東証2部・大証2部)	泉州電業社社員 (経理等従事)	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	58万円	平成19年11月8日
22	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成19年11月2日	カッパ・クリエイト (東証1部)	発行体の契約締結交渉 先の役員からの第一次 情報受領者	重要事実(資本業務提携)について、カッパ・クリエイトの契約締結交渉先の役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	44万円	平成19年11月15日
23	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成19年12月14日	ベルックス (ジャスダック)	公開買付者の従事者か らの第一次情報受領者	KYプランニング(株)が(株)ベルックスの株券を公開買付けすることについて、KYプランニング(株)の業務に従事していた者より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	245万円	平成20年1月11日
24	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成19年12月14日	WDI (ジャスダック)	WDI社社員 (経理等従事)	重要事実(当期純利益、連結経常利益及び連結当期純利益の予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	9万円	平成20年1月11日
25	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年1月22日	サンシティ (東証1部)	サンシティ社役員	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	53万円	平成20年2月6日
26	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成20年1月25日	テクノエイト ほか9社	公開買付者の契約締結 先である宝印刷社社員 からの第一次情報受領 者	オーツキ・ストラテジック・インベストメント(株)ほか9社が公開買付けすることについて、その契約締結先である宝印刷社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	167万円	平成20年2月14日
27	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成20年1月25日	天辻鋼球製作所 ほか2社	公開買付者の契約締結 先である宝印刷社社員 からの第一次情報受領 者	日本精工(株)ほか2社が公開買付けすることについて、その契約締結先である宝印刷社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	76万円	平成20年2月14日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
28	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年2月29日	カップ・クリエイト (東証1部) ゼンショー (東証1部)	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	重要事実(資本業務提携)を、その職務 に関して知り、自己の計算において、当 該事実の公表前に買付け。	26万円	平成20年3月19日
29	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年2月29日	カップ・クリエイト (東証1部)	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	重要事実(資本業務提携)を、その職務 に関して知り、自己の計算において、当 該事実の公表前に買付け。	17万円	平成20年3月19日
30	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年2月29日	カップ・クリエイト (東証1部)	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	重要事実(資本業務提携)を、その職務 に関して知り、自己の計算において、当 該事実の公表前に買付け。	6万円	平成20年3月19日
31	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年3月18日	マーベラスエンター テイメント (東証2部)	新日本監査法人職員 (発行体の契約締結先職員 ・公認会計士)	重要事実(経常利益、当期純利益、連 結経常利益及び連結当期純利益の予 想値の下方修正)を、マーベラスエン ターテイメントとの間の契約の履行に 関して知り、自己の計算において、当 該事実の公表前に売付け。	134万円	平成20年4月9日
32	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との 間の契約の締結の交渉に関して知り、 自己の計算において、当該事実の公表 前に買付け。	104万円	平成20年5月16日
33	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結交渉先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との 間の契約の締結の交渉に関して知り、 自己の計算において、当該事実の公表 前に買付け。	27万円	平成20年5月16日
34	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結交渉先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との 間の契約の締結の交渉に関して知り、 自己の計算において、当該事実の公表 前に買付け。	22万円	平成20年5月16日
35	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との 間の契約の締結の交渉に関して知り、 自己の計算において、当該事実の公表 前に買付け。	23万円	平成20年5月16日
36	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結交渉先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との 間の契約の締結の交渉に関して知り、 自己の計算において、当該事実の公表 前に買付け。	16万円	平成20年5月16日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
37	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の 契約締結交渉先役員	重要事実(業務提携)を、セタ社との間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	41万円	平成20年5月16日
38	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年4月22日	セタ (ジャスダック)	発行体の契約締結交渉 先の役員からの第一次 情報受領者	重要事実(業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	25万円	平成20年5月16日
39	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成20年4月25日	日本電子材料 (東証1部)	日本電子材料社社員 (営業企画等従事)	重要事実(売上高予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	94万円	平成20年5月21日
40	内部者取引 (金融商品取引法第175 条第1項)	平成20年7月24日	サンエー・インター ナショナル (東証1部)	サンエー・インター ナショナル社役員	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	1246万円	平成20年8月22日
41	内部者取引 (金融商品取引法第175 条第1項)	平成20年10月17日	ヴァリック (ジャスダック)	ヴァリック社役員	重要事実(株式交換)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	34万円	平成20年11月7日
			ラヴィス (ジャスダック)	発行体の 契約締結先役員	重要事実(株式交換)を、ラヴィス社との間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。		
42	内部者取引 (金融商品取引法第175 条第1項)	平成20年10月17日	ヴァリック (ジャスダック)	ヴァリック社元社員 (予算・財務管理等従事)	重要事実(株式交換)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	5万円	平成20年11月7日
43	内部者取引 (金融商品取引法第175 条第1項)	平成20年10月24日	クオール (大証ヘラクレス)	発行体の契約締結先で あるメディセオ・パルタッ クホールディングス社 元社員	重要事実(合併)を、クオール社との間の契約の履行に関して知った他の社員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	118万円	平成20年11月18日
44	内部者取引 (金融商品取引法第175 条第1項)	平成20年11月4日	いい生活 (東証マザーズ)	いい生活社社員 (企画営業等従事)	重要事実(売上高予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	2079万円	平成20年11月18日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
45	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第2項)	平成20年12月12日	レックス・ホールディングス (ジャスダック)	ゴールドマン・サックス 証券社員 (第一次情報受領者)	(株)AP8が(株)レックス・ホールディングスの株券を公開買付けすることについて、AP8社と契約締結交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	23万円	平成21年1月20日
46	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年2月10日	アルテック (東証1部)	アルテック社子会社 社員 (商品販売等従事)	重要事実(連結経常利益予想値の上方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	55万円	平成21年3月10日
47	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第2項)	平成21年3月12日	東北パイオニア (東証2部)	公開買付者である パイオニア社監査役	パイオニア(株)が東北パイオニア(株)の株券を公開買付けすることについて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	144万円	平成21年3月31日
48	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年3月26日	キャビン (東証1部)	キャビン社役員からの 第一次情報受領者	重要事実(業務提携の解消)を、(株)キャビン役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	1860万円	平成21年4月21日
	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第2項)			公開買付者の契約締結 先であるキャビンの 役員からの第一次情報 受領者	(株)ファーストリテイリングが(株)キャビンの株券を公開買付けすることについて、(株)ファーストリテイリングとの契約の履行に関して知った(株)キャビンの役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。		
49	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年4月17日	ジー・エフ (東証マザーズ)	ジー・エフ社役員	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	170万円	平成21年5月14日
50	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年4月22日	栗本鐵工所 (東証1部・大証1部)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(強度試験の検査数値等の改ざん)を、栗本鐵工所社との間の契約の履行に関して知った他の社員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	121万円	平成21年5月21日
51	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第2項)	平成21年5月22日	アルゴ21ほか4社	公開買付者の契約締結 先社員からの第一次情 報受領者 (公認会計士)	キヤノンマーケティングジャパン(株)ほか4社が公開買付けすることについて、同5社との契約の履行若しくは締結の交渉又はその職務に関して知った証券会社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	258万円	平成21年6月23日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
52	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項) ^{※1}	平成21年6月5日	カブドットコム証券 (東証1部)	公開買付者の契約締結 先であるカブドットコム 証券社員	㈱三菱東京UFJ銀行がカブドットコム 証券(株)の株券を公開買付けすることに ついて、三菱東京UFJ銀行との間の契 約の履行に関して知った役員を通じ て、その職務に関して知り、自己の計算 において、当該事実の公表前に買付 け。	44万円	平成21年6月26日
53	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項) ^{※1}	平成21年6月5日	カブドットコム証券 (東証1部)	公開買付者の契約締結 先であるカブドットコム 証券社員からの第一次 情報受領者	㈱三菱東京UFJ銀行がカブドットコム 証券(株)の株券を公開買付けすることに ついて、三菱東京UFJ銀行との間の契 約締結先であるカブドットコム証券の社 員より伝達を受け、自己の計算におい て、当該事実の公表前に買付け。	38万円	平成21年6月26日
54	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項) ^{※1}	平成21年6月19日	カルピス (東証1部・大証1 部)	発行体の契約締結交渉 先である味の素社社員	重要事実(株式交換)を、カルピス(株)と の間の契約の締結の交渉に関して知っ た他の社員を通じて、その職務に関し て知り、自己の計算において、当該事 実の公表前に買付け。	39万円	平成22年3月16日
55	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項) ^{※1}	平成21年6月19日	カルピス (東証1部・大証1 部)	カルピス社社員からの 第一次情報受領者	重要事実(株式交換)を、その職務に関 して知った、カルピス(株)社員から伝達 を受け、自己の計算において、当該事実 の公表前に買付け。	39万円	平成21年7月7日
56	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項) ^{※1}	平成21年6月25日	アドウェイズ (東証マザーズ)	公開買付けに準ずる行 為の実施者である 伊藤忠商事社社員	伊藤忠商事(株)が(株)アドウェイズの株券 を買い集めること(公開買付けに準ずる 行為の実施)について、その職務に関 して知り、自己の計算において、当該事 実の公表前に買付け。	141万円	平成21年7月24日
57	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項) ^{※1}	平成21年6月25日	ジー・エフ (東証マザーズ)	ジー・エフ社役員からの 第一次情報受領者	重要事実(株式発行)を、その職務に関 して知った、(株)ジー・エフ役員から伝達 を受け、自己の計算において、当該事 実の公表前に買付け。	40万円	平成21年7月24日
58	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項) ^{※1}	平成21年7月8日	ゼネラル (大証2部)	公開買付者の契約締結 先社員からの第一次情 報受領者	㈱ゼネラルホールディングスがゼネラル (株)の株券を公開買付けすることに ついて、ゼネラルホールディングス社との 契約の履行に関して知った銀行員より 伝達を受け、自己の計算において、当 該事実の公表前に買付け。	71万円	平成21年8月20日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
59	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第2項)	平成21年8月4日	日産ディーゼル工業 (東証1部)	日産ディーゼル工業社役員	エヌエー(株)が日産ディーゼル工業(株)の株券を公開買付けすることについて、エヌエー社との契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	20万円	平成21年8月27日
60	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年9月15日	原弘産 (大証2部)	原弘産社役員	重要事実(新株予約権付社債発行)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け及び買付け。	284万円	平成21年10月7日
61	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成21年10月23日	リンク・セオリー・ホールディングス (東証マザーズ)	PwCアドバイザリー社社員 (公開買付者の契約締結先社員)	(株)ファーストリテイリングが(株)リンク・セオリー・ホールディングスの株券を公開買付けすることについて、ファーストリテイリングとの契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	129万円	平成21年11月20日
62	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成21年10月23日	ウィーヴ (ジャスダック)	公開買付者の従事者からの第一次情報受領者 (税理士)	MCPシナジー1号投資事業有限責任組合(MCPシナジー)が(株)ウィーヴの株券を公開買付けすることについて、MCPシナジーの業務に従事していた者より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	82万円	平成21年11月17日
63	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社社員	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	61万円	平成21年11月30日
64	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社社員	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	12万円	平成21年11月30日
65	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社社員	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	7万円	平成21年11月30日
66	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社社員からの第一次情報受領者	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知った、オリエンタル白石(株)社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	41万円	平成21年11月30日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告件数	違反行為及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
67	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社 社員からの 第一次情報受領者	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知った、オリエンタル白石(株)社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	29万円	平成21年11月30日
68	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	発行体の契約締結先 社員からの 第一次情報受領者	オリエンタル白石との契約の履行に関して知った他の会社社員を通じて、職務上知った当該他の会社の従業者から、課徴金納付命令対象者の勤務先の社員が職務上伝達を受けた重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	149万円	平成21年11月30日
69	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	発行体の契約締結先 役員からの 第一次情報受領者	重要事実(更生手続開始の申立て)を、オリエンタル白石との契約の履行に関して知った他の会社役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	159万円	平成21年11月30日
70	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年11月20日	フタバ産業 (東証1部・名証1部)	フタバ産業社社員からの 第一次情報受領者	重要事実(過年度決算の過誤の発覚)を、その職務に関して知った、フタバ産業(株)社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	258万円	平成21年12月11日
71	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年12月8日	山崎建設 (ジャスダック)	山崎建設社員	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	190万円	平成21年12月25日
72	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※2} 第175条第2項)	平成21年12月15日	日本サーボ ほか2社	日立製作所社員からの 第一次情報受領者	日本電産(株)ほか1社が公開買付けすることについて、同社との契約の締結の交渉又はその職務に関して知った日立製作所社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	752万円	平成22年1月13日
73	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年12月15日	アリサカ (ジャスダック)	アリサカ社社員	重要事実(複数年度に亘る不適切な会計処理の判明)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	31万円	平成22年1月21日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
74	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年12月15日	アリサカ (ジャスダック)	アリサカ社社員	重要事実(複数年度に亘る不適切な会計処理の判明)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	8万円	平成22年1月21日
75	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年12月18日	ベルーナ (東証1部)	ベールナ社社員	重要事実(経常利益及び当期純利益予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	29万円	平成22年2月1日
76	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年12月18日	ベルーナ (東証1部)	ベルーナ社社員からの 第一次情報受領者	重要事実(特定商取法に基づく業務停止命令)を、その職務に関して知った、 (株)ベルーナ社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	40万円	平成22年1月21日
77	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成21年12月18日	ベルーナ (東証1部)	発行体の契約締結先 社員からの 第一次情報受領者	重要事実(特定商取法に基づく業務停止命令)を、ベルーナとの契約の履行に関して知った他の会社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	43万円	平成22年1月21日
78	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成22年2月19日	ヤマノホール ディングス (ジャスダック)	ヤマノホールディングス 役員	重要事実(孫会社の異動を伴う株式の譲渡)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	90万円	平成22年3月15日
79	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成22年2月19日	ヤマノホール ディングス (ジャスダック)	(株)ヤマノネットワーク (第一次情報受領者)	重要事実(孫会社の異動を伴う株式の譲渡)を、その職務に関して知った、ヤマノホールディングス役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	29万円	平成22年3月15日
80	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成22年2月19日	ヤマノホール ディングス (ジャスダック)	(株)ヤマノビューティ ケミカル (第一次情報受領者)	重要事実(孫会社の異動を伴う株式の譲渡)を、その職務に関して知った、ヤマノホールディングス役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	78万円	平成22年3月15日
81	内部者取引 (金融商品取引法 ^{※1} 第175条第1項)	平成22年3月5日	日本エル・シー・ エー (東証2部)	日本エル・シー・エー社 役員からの 第一次情報受領者	重要事実(株式及び新株予約権発行)を、その職務に関して知った、日本エル・シー・エー役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け及び売付け。	98万円	平成22年3月31日

課徴金納付命令に係る勧告実績(インサイダー取引)

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
82	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年3月26日	フェヴリナ (東証マザーズ)	フェヴリナ社監査役	重要事実(経常利益の上方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	15万円	平成22年4月16日
83	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成22年3月30日	南部化成 (ジャスダック)	アーク社員からの 第一次情報受領者	㈱NMCファンド14が南部化成㈱の株式を公開買付けすることについて、NMCファンド14との契約の締結の交渉に関して知ったアーク社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	1127万円	平成22年4月16日
84	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成22年3月30日	南部化成 (ジャスダック)	アーク社員からの 第一次情報受領者 (税理士)	㈱NMCファンド14が南部化成㈱の株式を公開買付けすることについて、NMCファンド14との契約の締結の交渉に関して知ったアーク社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	14万円	平成22年4月16日
85	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成22年3月30日	南部化成 (ジャスダック)	南部化成社員からの 第一次情報受領者 (信用金庫職員)	㈱NMCファンド14が南部化成㈱の株式を公開買付けすることについて、NMCファンド14との契約の履行に関して知った南部化成社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	101万円	平成22年4月16日
86	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成22年3月30日	南部化成 (ジャスダック)	南部化成社員からの 第一次情報受領者	㈱NMCファンド14が南部化成㈱の株式を公開買付けすることについて、NMCファンド14との契約の履行に関して知った南部化成社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	85万円	平成22年4月16日

※1 平成20年法律第65号(平成20年12月12日施行)による改正前のもの

※2 平成20年法律第65号(平成20年12月12日施行)による改正前のもの及び同号による改正後のもの

課徴金勧告件数及び課徴金額

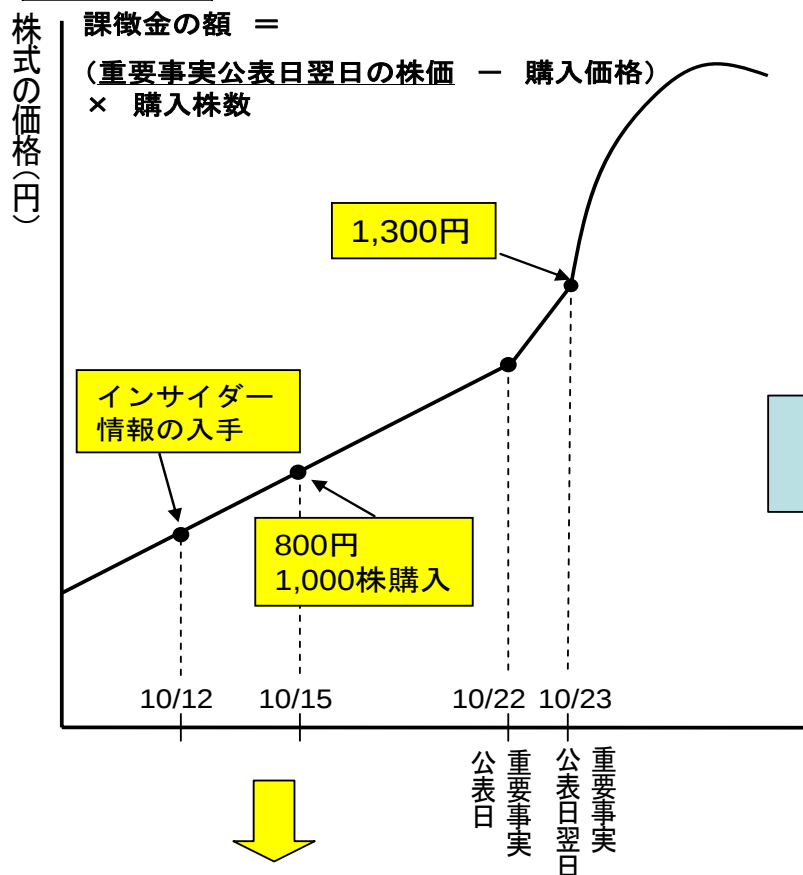
年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
	合計		不公正取引				開示書類の虚偽記載等	
			内部者取引		相場操縦			
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
H17	4	1,660,000	4	1,660,000	－	－	-	-
H18	14	682,480,000	11	49,150,000	－	－	3	633,330,000
H19	24	106,449,997	16	39,600,000	－	－	8	66,849,997
H20	29	1,980,519,997	17	59,160,000	1	7,450,000	11	1,913,909,997
H21	53	766,959,998	38	49,220,000	5	6,260,000	10	711,479,998
合計	124	3,538,069,992	86	198,790,000	6	13,710,000	32	3,325,569,992

(注) 1. 年度は、当年4月から翌年3月まで。

2. 「開示書類の虚偽記載等」には、公開買付開始公告の実施義務違反に関する事例1件を含む。

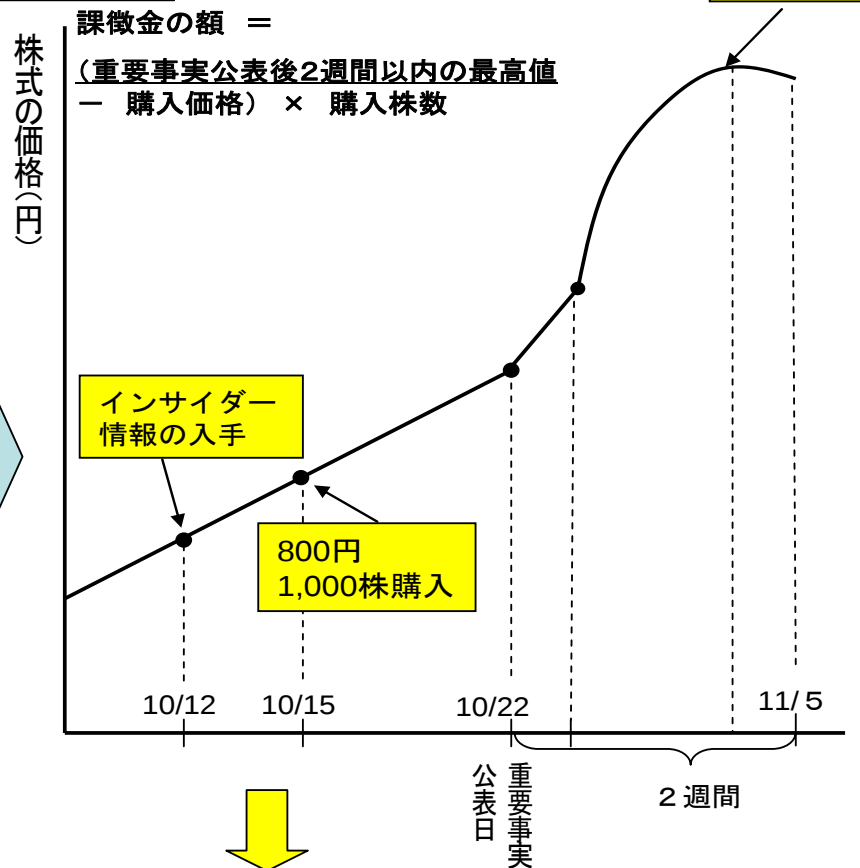
インサイダー取引に対する課徴金の見直し(平成20年金商法改正)

改正前



課徴金の額 (1,300 - 800) × 1,000株 = 50万円

改正後



課徴金の額 (1800 - 800) × 1,000株 = 100万円

→ 過去の課徴金事案に当てはめると、おおむね改正前の2倍程度の課徴金額

インサイダー勧告事案の課徴金額別件数

(件)

課徴金額	H17	H18	H19	H20	H21
～10万円	0	2	3	1	2
～50万円	3	5	6	8	16
～100万円	1	2	3	2	7
～500万円	0	1	3	3	11
500万円超	0	1	1	3	2
合計	4	11	16	17	38

1. 年度は、当年4月から翌年3月まで。件数は、納付命令対象者ベースで計上。(16～18ページも同様)
2. 課徴金額は、違反行為の経済的利得を想定して、「重要事実公表後2週間の最高(安)値の株価×買(売)付株数－買(売)付価額」等の計算式により算定される。

インサイダー取引は必ずばれる

－ 借名を使っても無駄、ネットは監視されている －

「……元社員Aは、SESCによる事情聴取を通じて、SESCの調査力に舌を巻いたと述べている。その上で、元社員AはSESCの調査能力がそこまで高いと知っていたなら、本件インサイダー取引を行うことはなかったと述べており、借名取引であってもSESCの調査能力からすればインサイダー取引は必ず発覚することを周知・徹底することが肝要である。」

社員によるインサイダー取引が摘発されたX社特別調査委員会による調査報告書(H21年7月公表)より

平成15年12月 金融審議会金融分科会・第一部会報告

市場機能を中核とする金融システムに向けて（抄）

一般の個人が市場への参加を躊躇する背景には、証券投資に対する知識不足のみならず、市場において自らが公平に扱われるかどうかについての疑念が存在するものと考えられる。現在の監視委員会も、平成3年の証券不祥事において、力のある者だけが損失補填を受けたことへの国民の不公平感や怒りを契機に誕生した。…

さまざまな違反行為の程度や態様に応じ、最適な手段によるエンフォースメントを可能にするためには、

金銭的負担を課す課徴金制度や…など、ツールの多様化を図る必要がある。

米国SECが連日のように、さまざまなツールを活用して摘発している事態につき、米国民は違反の多さに愛想を尽かすというより、ルール破りは割に合わないという規律を感じ、むしろ市場への信頼の源泉となっている。

最近のインサイダー事案の傾向(1)

1. 当事者

- インサイダー情報の当該会社の役職員(会社関係者)の問題; 社長、取締役、監査役
- インサイダー情報にアクセスできる社外関係者(契約締結者)による悪用; 監査法人、法律事務所、マスコミ、印刷会社、証券会社、投資銀行、due diligence 業者、税理士等
- 第一次情報受領者の問題

行為者属性(適用条項)別勧告状況

(件)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	計
会社関係者(166条)	4	8	9	14	13	48
発行体役員(1項1号)	0	1	1	2	4	8
発行体社員(1項1号)	4	3	3	4	7	21
発行体(1項1号)	0	2	1	0	0	3
契約締結者等(1項4号・5号)	0	2	4	8	2	16
公開買付者等関係者(167条)	0	0	0	1	4	5
買付者役員(1項1号)	0	0	0	1	0	1
買付者社員(1項1号)	0	0	0	0	1	1
買付者との契約締結者等(1項4号・5号)	0	0	0	0	3	3
第一次情報受領者	0	3	7	4	21	35
会社の重要事実(166条3項)	0	3	4	2	12	21
公開買付け事実(167条3項)	0	0	3	2	9	14
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	86

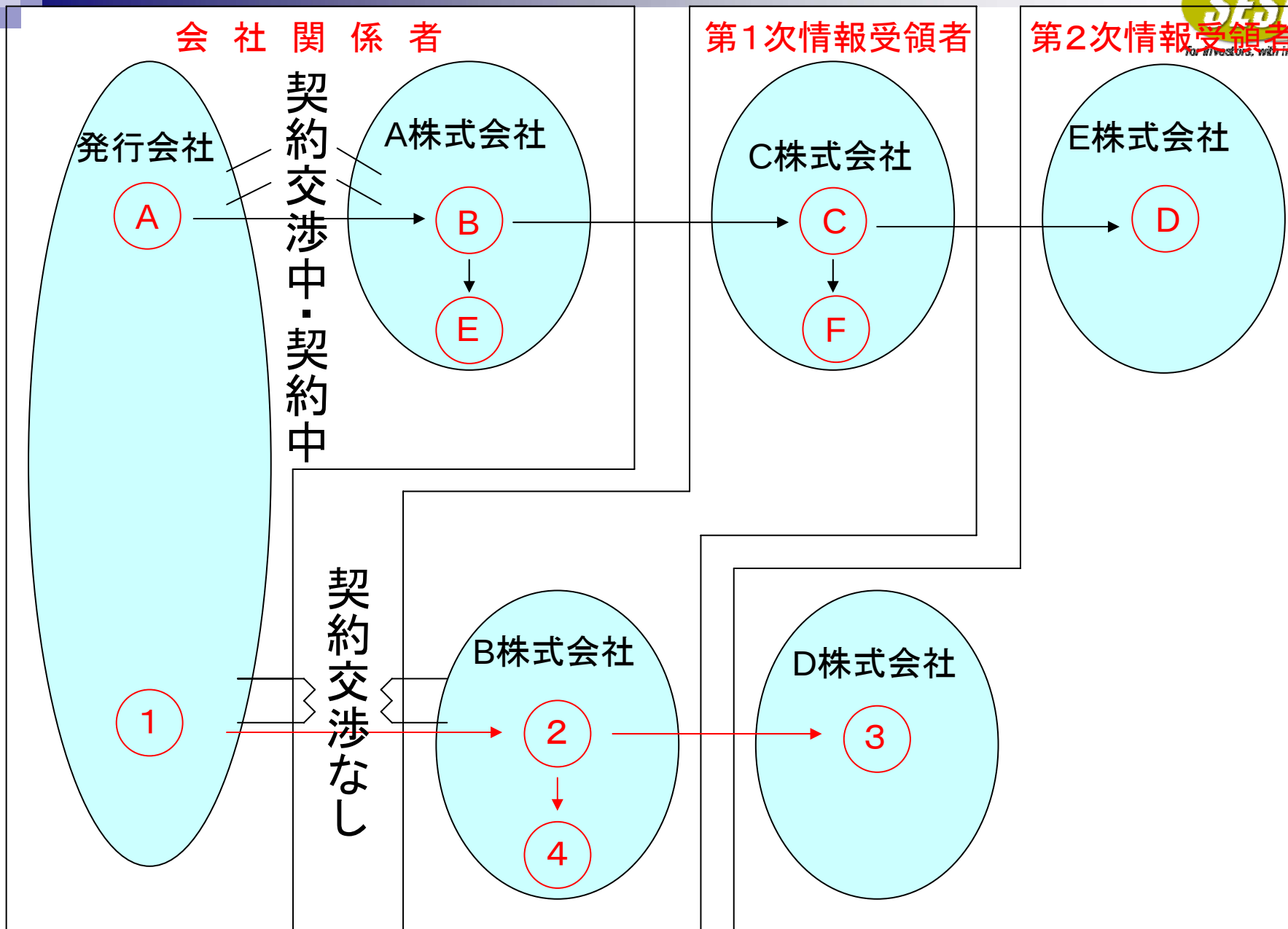
(注) 平成20年度においては、違反行為者が複数の違反行為を行った結果、属性(適用条項)を重複して計上しているものが2件ある。(会社関係者中、発行体役員と契約締結者等とに重複計上しているものが1件、第一次情報受領者中、会社の重要事実と公開買付け事実とに重複計上しているものが1件)したがって、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。

情報伝達者の属性

(件)

年 度	H18	H19	H20	H21	計
会社重要事実の伝達(166条)	3	4	2	12	21
発行体役員(1項1号)	2	0	1	4	7
発行体社員(1項1号)	0	1	0	5	6
発行体の業務従事者(1項1号)	0	0	0	0	0
契約締結者等(1項4号・5号)	1	3	1	3	8
公開買付け事実の伝達(167条)	0	3	2	9	14
買付者役員(1項1号)	0	0	0	0	0
買付者社員(1項1号)	0	0	0	1	1
買付者の業務従事者(1項1号)	0	1	0	1	2
買付者との契約締結者等 (1項4号・5号)	0	2	2	7	11
うち 買付対象者役員・社員	0	0	2	3	5

(注) 平成20年度においては、同一の違反行為者について会社重要事実についての発行体役員からの伝達と、公開買付け事実の契約締結者等(買付対象者役員)からの伝達とに重複して計上している。



最近のインサイダー事案の傾向(2)

2. インサイダー情報の当該会社の内部管理態勢 の未整備

- 情報管理態勢
- インサイダー取引防止態勢
- タイムリー・ディスクロージャー態勢

最近のインサイダー事案の傾向(3)

3. 重要事実

- TOBが最多
- 業務提携
- 業績予想修正
- ファイナンス
- 企業不祥事(バスケット条項の適用)

重要事実別勧告状況

(件)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	計
新株等発行	2	3	3	1	4	13
株式分割	0	2	0	0	0	2
株式交換	0	0	0	2	2	4
合併	0	0	2	1	0	3
業務提携・解消	3	0	5	8	0	16
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	9
行政処分の発生	0	0	0	0	2	2
決算情報	0	5	3	3	2	13
バスケット条項	0	0	0	0	4	4
子会社の重要事実	0	1	0	0	3	4
公開買付け	0	0	3	3	13	19
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	86

- (注) 1. 17年度には、新株発行及び業務提携の両方の事実を知って行われたものが2件あり、それぞれに重複して計上している。また、20年度には、業務提携の解消と公開買付けの両方の事実を知って行われたものが1件あり、それぞれに重複計上している。そのため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。
2. 21年度の公開買付けには、公開買付けに準ずる行為を重要事実とするものも含んでいる。

バスケット条項による告発、勧告事例

◎ 金商法166条2項4号

当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

- ～ 過年度決算に過誤があった事実の発覚、複数年度にわたる不適切な会計処理の判明
- ～ 払込金の払込みがされず新株の失権が確実に became した

最近のインサイダー事案の傾向(4)

4. 地域的広がり

- 国内地方都市
- 海外投資家、海外ファンド等の関与
- 「黒目の外人」の問題

最近のインサイダー事案の傾向(5)

5. 複合的案件：単なるインサイダーにとどまらない問題
- 粉飾、風説の流布、株価操縦等他の不公正取引との関連
 - 不公正ファイナンスとの関連

TOB関連のインサイダー取引の増加

インサイダー取引の
摘発件数の増加

株式公開買付(TOB)の
件数の増加

- ・対象会社の株式にプレミアム
- ・多数の関係者
- ・公表までの期間が長い

TOBを重要事実とするインサイダー取引が増加傾向

【従来】
事後的な対応が中心

【今後】
未然防止の観点がより重要

TOBとは？

- Take Over Bid(※)の略称
- 上場会社の株券等について、取引所外で一定の買付を行う場合に、買付者に買付期間、買付数量、買付価格等をあらかじめ提示することを義務付け、株主に公平に売却の機会を与える制度
- 国内外の市場競争力強化を目的として、経営戦略の一環として定着、増加傾向
- 監視委員会はTOBに関する主要情報の広がり注目
 - ①TOB取引の事実
 - ②対象者名
 - ③買付者名
 - ④TOB実施時期

※公開買付制度とも呼ばれ、米国では、Tender offer と表記されることもある。

【関与者・情報内容・時間軸の観点による、TOB公表前までの情報の広がり】

時間軸 関与者		公開買付開始前(2～3ヶ月程度)						
		共通プロセス				TOBプロセス(公表日前1ヶ月)		
		取引方針の検討 対象者へのアプローチ	スケジュール及びスキームの決定	プロジェクト・チームの組成等、キックオフ・ミーティング	各デューデリジェンスの実施・対応	法定書類・適時開示書類作成等	TOB価格の検討	関係相手先との交渉等
		A(注1)	A+B	A+B	A+B+C	A+B+C	A+B+C	A+B+C
買付者側	公開買付者							
	FA(FA業務)	買付者→	スキーム検討、全体プロセス管理	関係者の紹介、関係者間の仲介	DD支援		価格算定業務	交渉支援
	FA (公開買付代理人業務)				買付者、FA、PE→	書類作成		
	弁護士 (法律事務所)	買付者、FA→	スキーム検討	(関係者間の仲介)	DD支援	書類作成・レビュー		交渉支援
	会計士 (監査法人)	買付者、FA→	スキーム検討		財務DD等実施	書類作成支援	価格算定業務	
	税理士 (税理士法人)	買付者、FA、監査法人→	スキーム検討		税務DD実施			
	金融機関	買付者→				融資証明書、預金証明書発行		
	印刷会社				買付者→	提出データ、印刷物作成等		
対象者側	プライベート・エクイティ		スキーム検討		DD実施			条件等の調整・交渉
	対象者	買付者→						
	FA	対象者→	全体プロセス管理	関係者間の仲介			価格算定業務	交渉支援
	弁護士 (法律事務所)	対象者、FA→			DD対応	書類作成・レビュー		交渉支援
その他の情報伝達先	印刷会社				対象者→	提出データ、印刷物作成等		
	大株主	買付者、FA、対象者→						
	株主側弁護士	大株主→						応募契約に係るアドバイス、交渉
	株主側税理士	大株主→						
	メインバンク	買付者、対象者→						
	取引先						買付者、対象者→	
	特別関係者						買付者、FA→	
	官公庁						買付者、FA、対象者→	
	取引所						買付者、FA→	

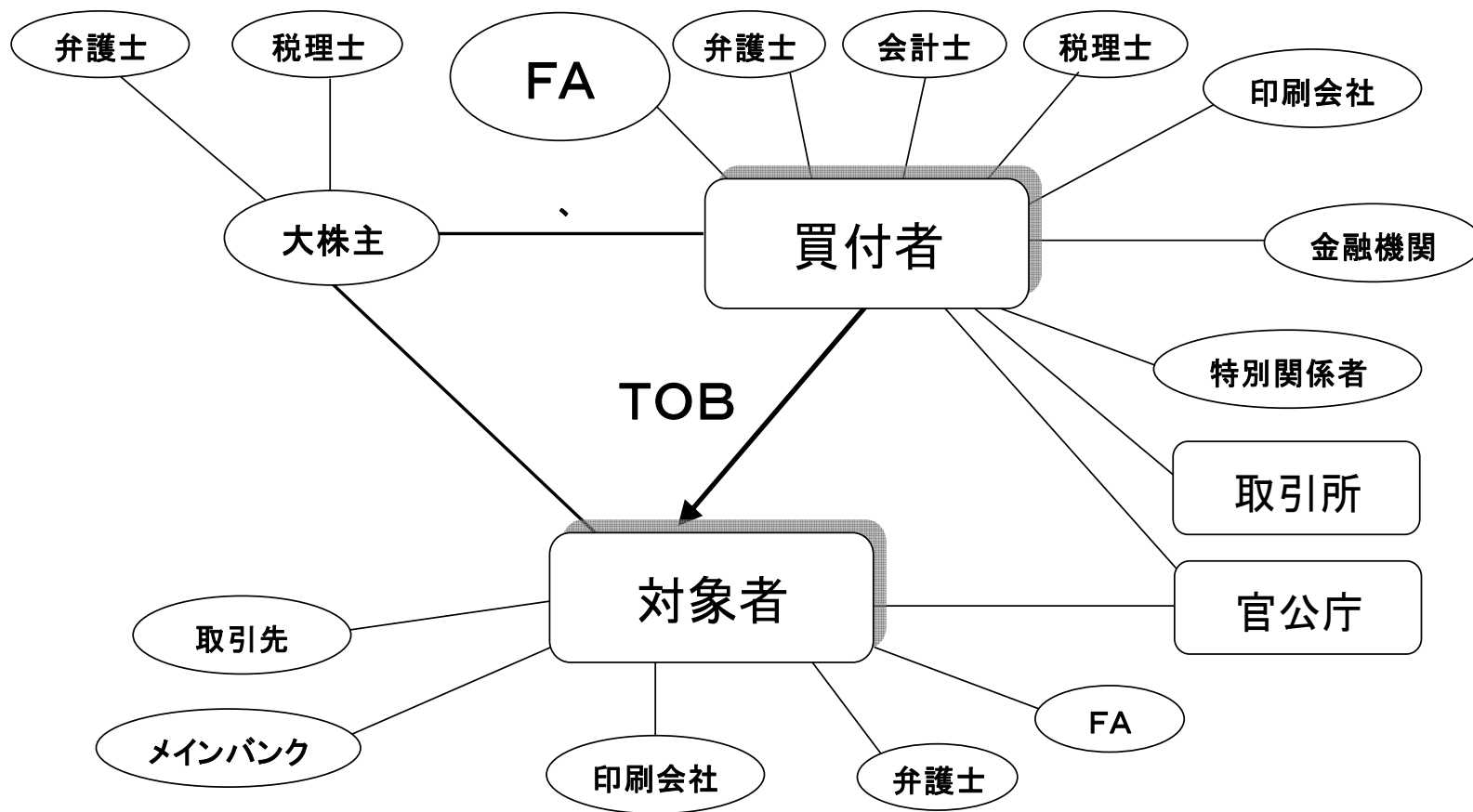
注1. 表のA、B、Cは各段階で知りうる情報の内容を示す。A=対象者(買付者)の名前、B=TOBの事実、C=TOBの時期

注2. は、ケースにより関与することを示す。

注3. → は、情報の入手元を示す。

TOBを取り巻く関係者

【TOB関係者相関図】



TOB関連のインサイダー取引 未然抑止のための対応策

- インサイダー取引のリスクを軽減し、事前抑止するための対応策として、以下の点を検討することが有益
 - FAの注意喚起等の役割
 - 情報伝達範囲・内容の限定
 - 情報管理態勢の強化
 - 守秘義務契約締結の奨励
 - 経緯書の内容の充実

TOB関連のインサイダー取引に関する詳細はこちらへ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/torikumi/torikumi.htm>

昭和63年2月 証券取引審議会

内部者取引の規制の在り方について（未然防止関係・要旨）

内部者取引の規制については、まず、その未然防止に万全を期すという考え方をする必要がある。このため、重要な情報の発生源である発行会社、有価証券の取引が行われる証券取引所及び有価証券の取引を仲介する証券会社等が適切な未然防止体制を整備するほか、行政当局としても未然防止体制の整備を適切に指導するとともに、的確な対応を行うことが必要である（それに加えて、適切な刑事罰則を整備・運用）。

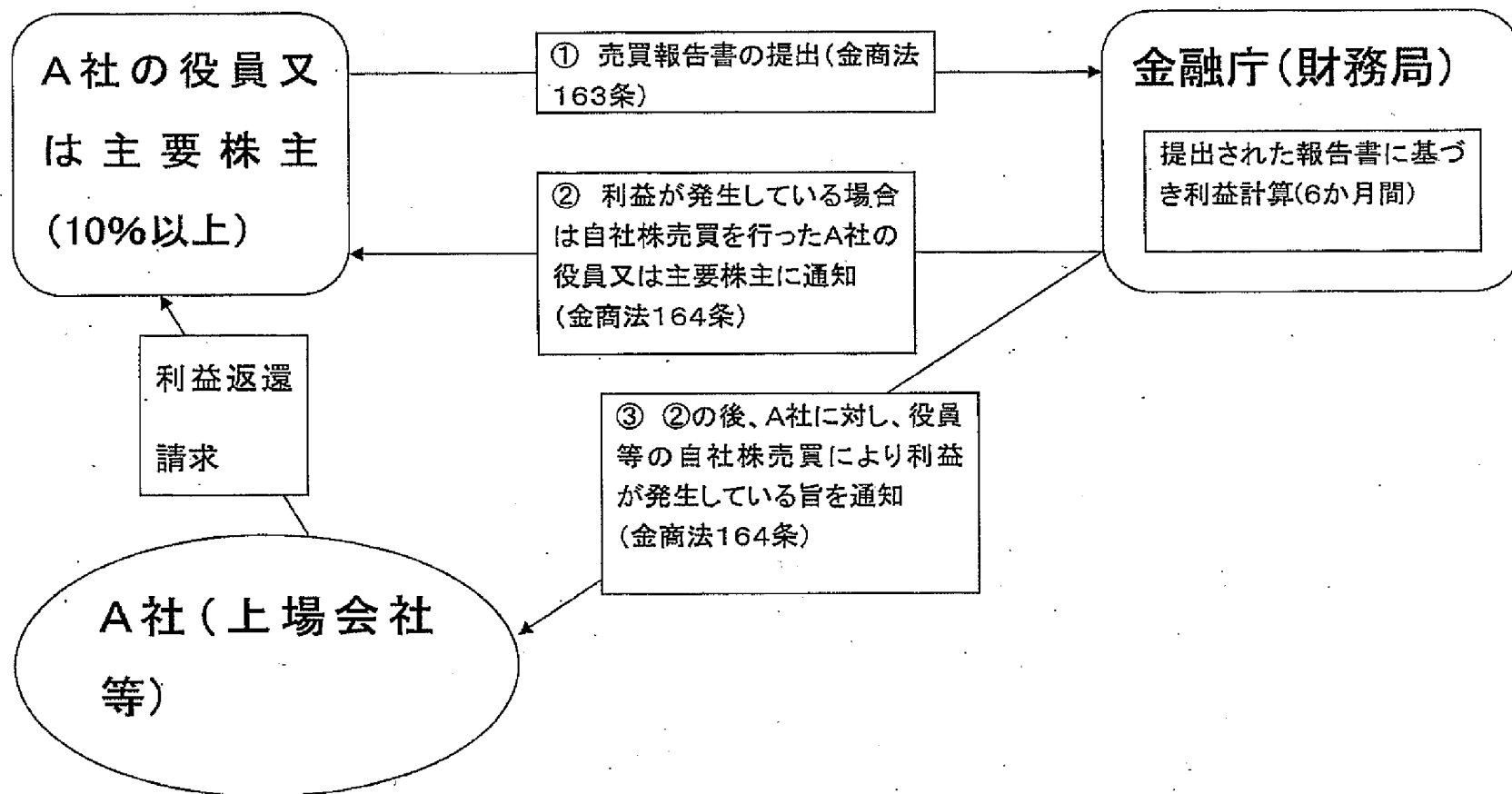
- ・ 発行会社
 - 重要な情報の管理の徹底、一般投資家へ適時適切に開示するよう特段の努力
- ・ 証券取引所
 - 上場会社に対する適時開示の指導強化、適切な開示前の売買取引の停止措置の運用
- ・ 証券会社、金融機関等
 - 法人関係情報の管理体制、情報隔壁（チャイニーズ・ウォール）の整備
- ・ 行政当局
 - 証券会社等への監督強化、監視体制の強化、取引所・証券会社との連携
- ・ 未然防止制度
 - 役員等の自社株短期売買報告制度の充実・強化

未然防止体制の意義

罰則の新設は、もとより新たな犯罪者をつくりだすことを目的とするものではなく、また、罰則を設けることによって直ちに不正行為が防圧されるというものでもない。刑罰は、できる限りの未然防止体制を整備した上でなお違反行為を行う者がある場合にこれに対して科すべきものであろう。証券市場の公正性と健全性に対する投資家の信頼を確保するという観点から重要なのは実際にインサイダー取引が行われないということであり、そのためには未然防止体制の整備が不可欠であるとともに、そのような未然防止体制が整備され、内部情報の取扱いや内部情報を知った者の行動のルールが確立することによって、ひるがえって違反行為の「悪性」も浮き彫りにされることとなるように思われる。

（出典）横畠 裕介「インサイダー取引規制と罰則」（商事法務研究会 平成元年）

役員・主要株主の短期売買報告制度（163条）



短期売買報告制度に基づく公衆縦覧件数

年度	件数	縦覧後取下げ件数 ^(注)
平成17年度	2	0
平成18年度	19	0
平成19年度	38	9
平成20年度	9	5
平成21年度	9	1

(注) 公衆縦覧後、役員等が利益の提供に応じた数。

事前予防の重要性

- 事後的調査・摘発のコスト
- 事前予防の効率性
- 関係者の啓蒙、意識の向上
 - 発行企業への働きかけ
 - 証券業協会での検討
 - 関係団体への情報発信
 - 課徴金事例集の公表

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20100702-1.htm)

上場企業に期待されること; 内部管理態勢の構築

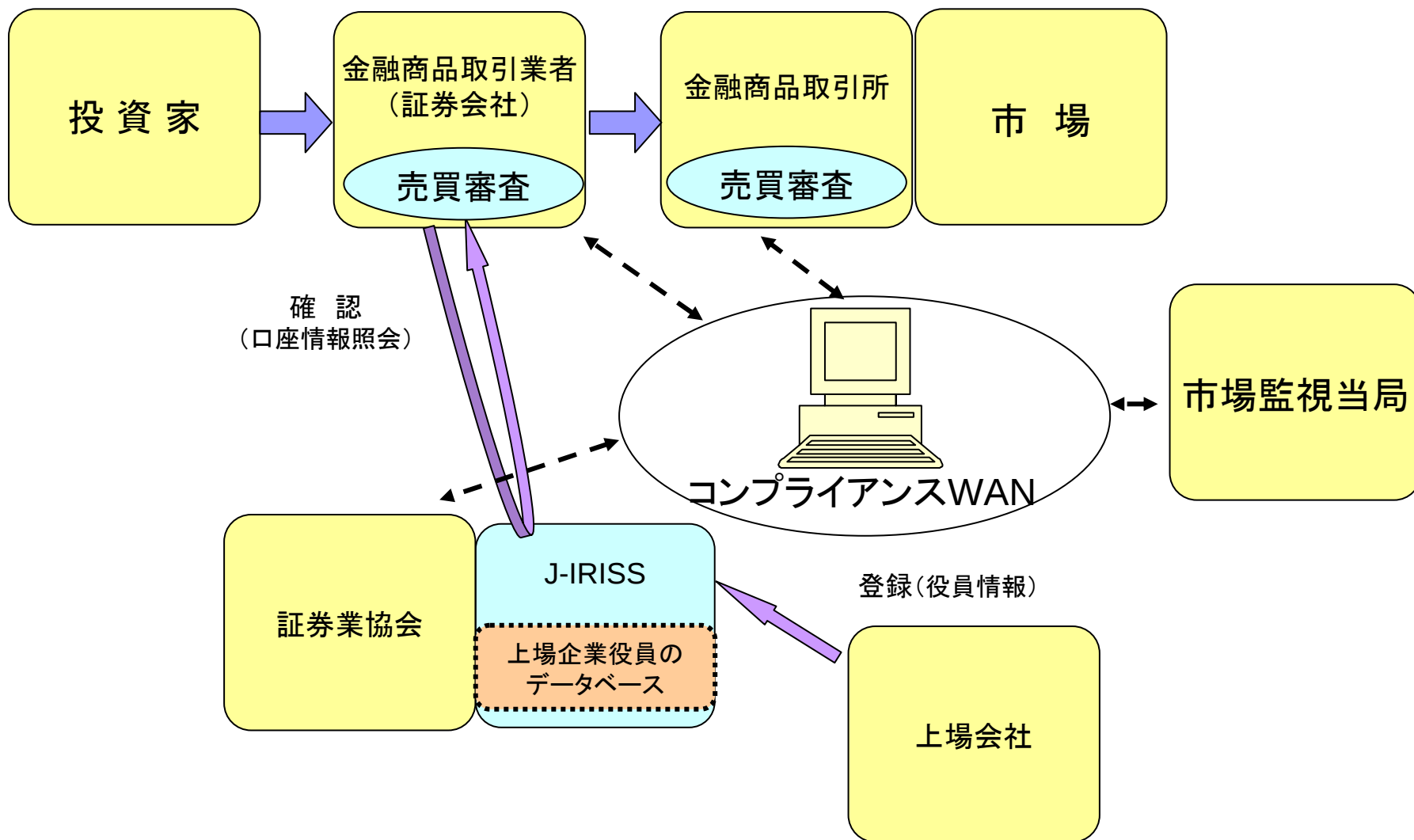
インサイダー取引防止の前提としての内部管理態勢の構築の必要性

- 情報管理
- タイムリー・ディスクロージャー
- 株取引等に関する規定、規則等の整備
- 職員(含む業務の外部委託先、派遣社員等)のコンプライアンスの徹底:研修等
- 内部管理態勢の実効性の検証:内部監査

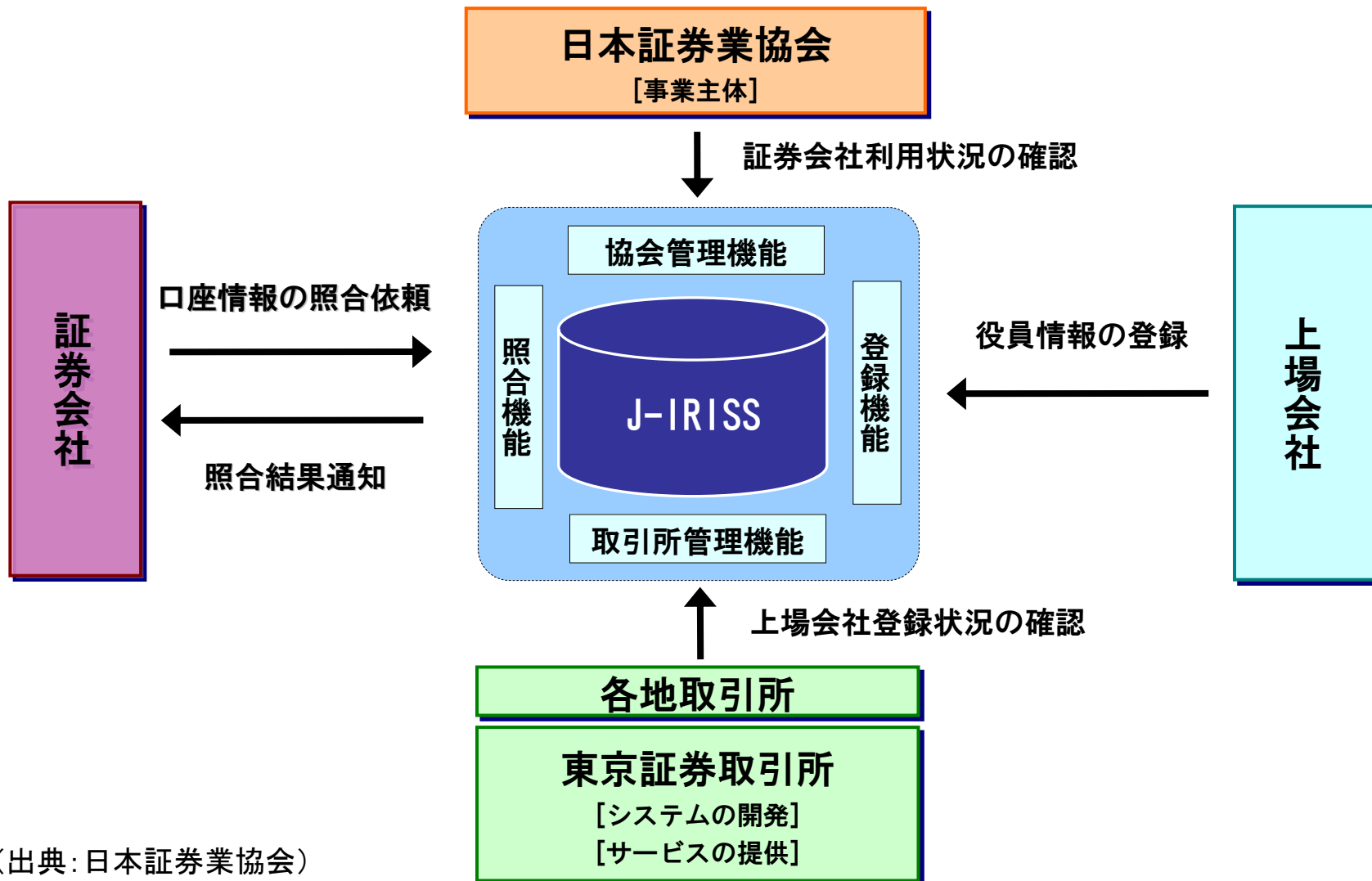
社内啓発の方法論

- △ 重要事実を教え込む
- ◎ 規制の基本理念を教え込む
 - ー 一般投資家が知ることができない情報を知っている者はその会社の株売買をしてはいけない
(発行会社の秘密情報を知っているものによる抜け駆け的株売買は禁止)
 - ー 動機・目的は無関係(うっかりインサイダーにも注意)

インサイダー取引予防の枠組み

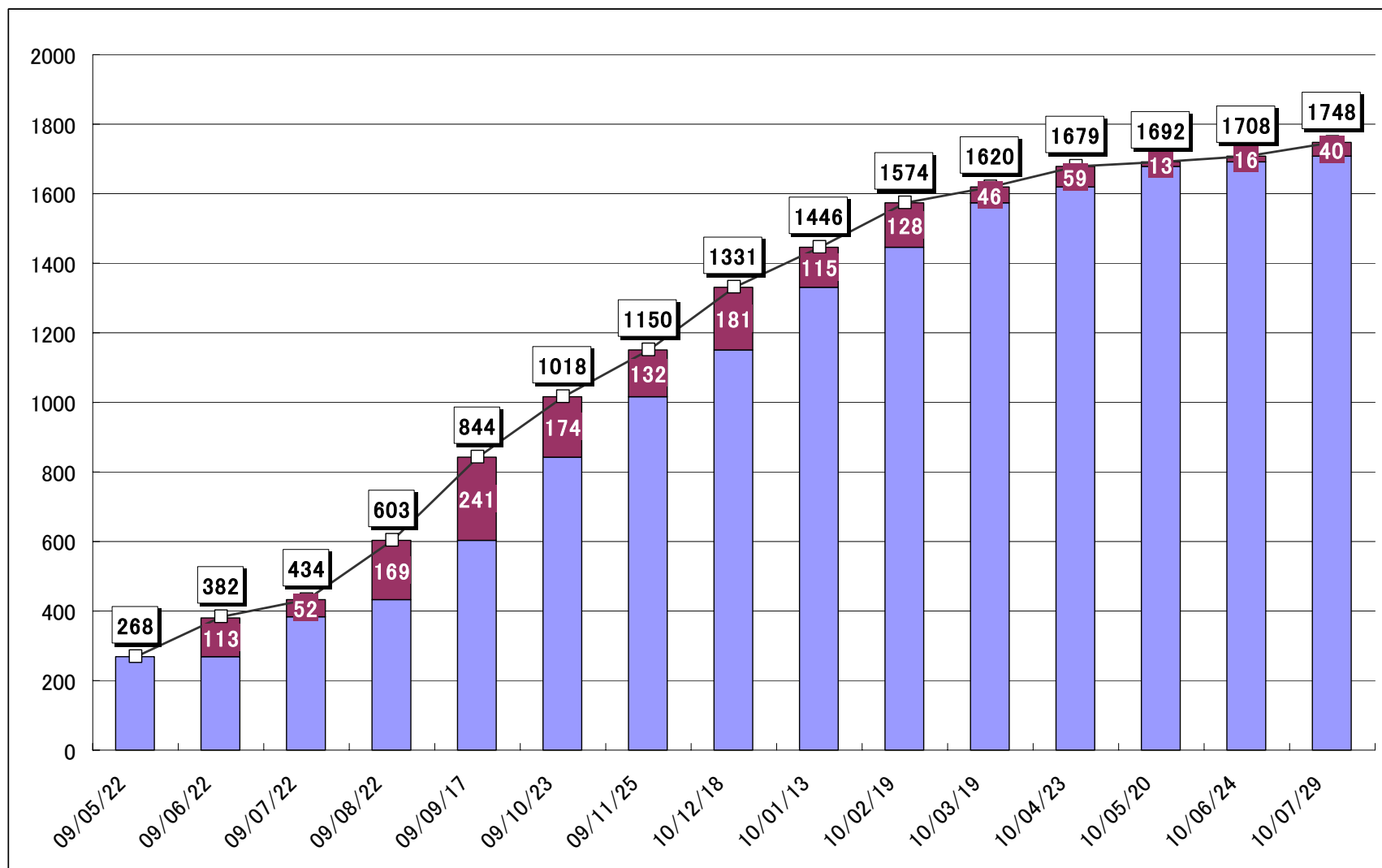


J-IRISSの概要



(出典: 日本証券業協会)

J-IRISS 参加上場会社の推移

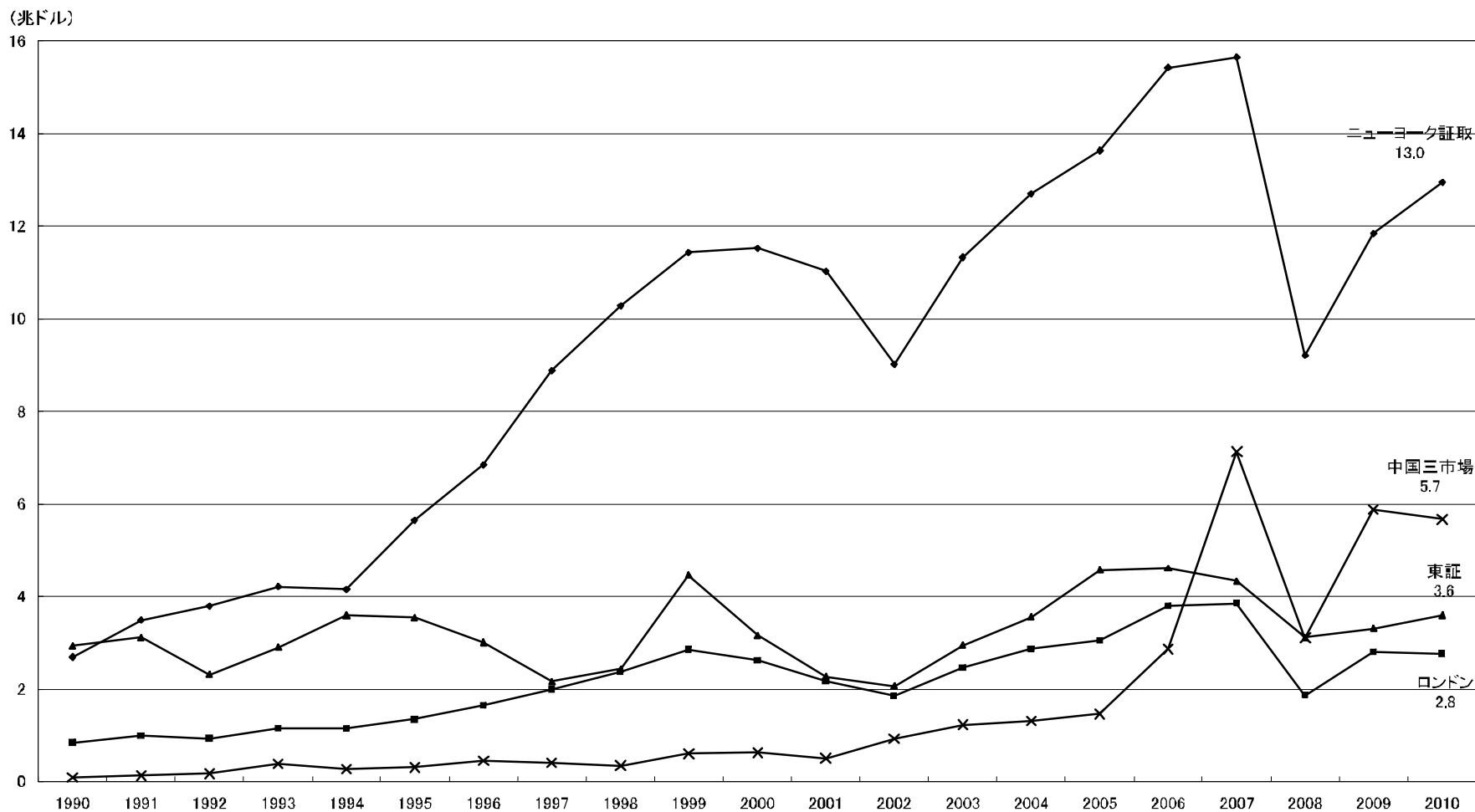


(出典: 日本証券業協会)

インサイダー規制20年の歩み

- 昭和62年 9月 タテホ化学工業の財テク失敗を巡る一連の取引
- 63年 2月 大蔵省・証券取引審議会「内部者取引の規制の在り方について」
- 平成 元年 4月 証券取引法改正(インサイダー規制 施行)
- 2年 6月 日新汽船株式に関する規制違反・警視庁による摘発
⇒ インサイダー規制違反の初めての事例
- 3年 4月 マクロス株式に関する規制違反
⇒ 大蔵省による初の告発事例
- 4年 7月 証券取引等監視委員会が発足
- 6年10月 日本商事株式に関する規制違反
⇒ 証券取引等監視委員会による初の告発事例
- 17年 4月 金融商品取引法改正
(インサイダー規制違反に対する課徴金の導入 施行)

株式上場時価総額の推移



(出典) World Federation of Exchanges

(注) 年末値(2010年は4月末時点)。中国三市場合計(1990年~2001年)については、香港取引所のみの時価総額。

各株式市場の時価総額

(百万ドル)

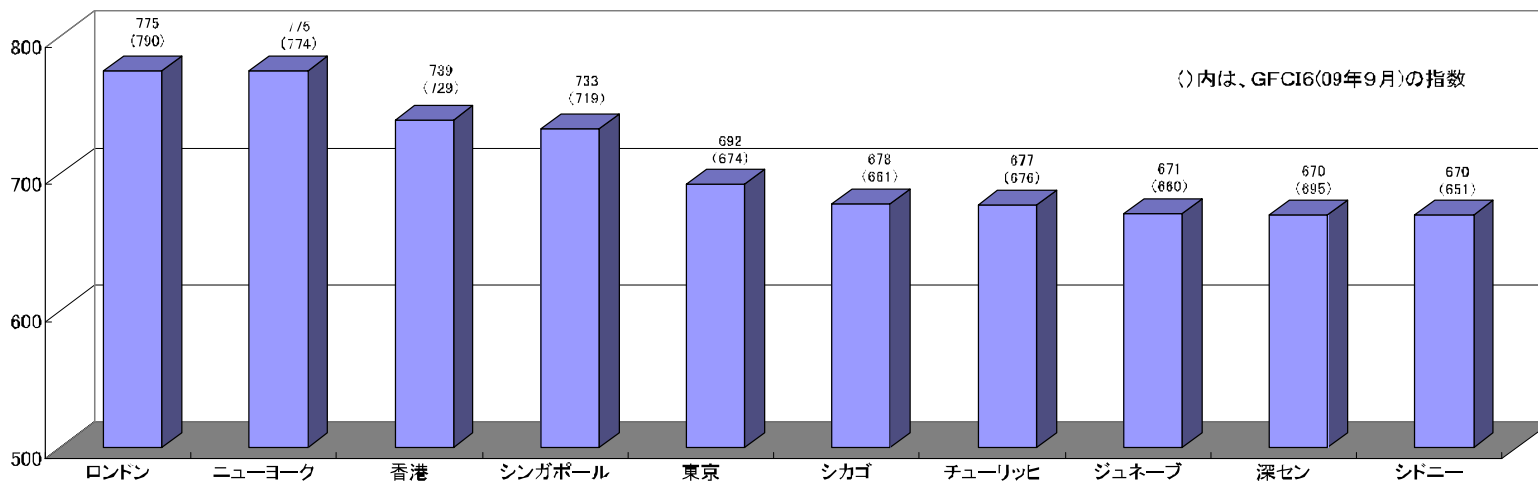
	1996年		2001年		2006年		2007年		2008年		2009年		2010年 (4月末時点)		
1	NYSE	6,841,988	NYSE	11,026,587	NYSE Group	15,421,168	NYSE Group	15,650,833	NYSE Euronext (US)	9,208,934	NYSE Euronext (US)	11,837,793	NYSE Euronext (US)	12,954,862	1
2	東証	3,011,161	Nasdaq	2,739,675	東証	4,614,069	東証	4,330,922	東証	3,115,804	東証	3,306,082	東証	3,595,860	2
3	大証	2,488,980	東証	2,264,528	Nasdaq	3,865,004	Euronext	4,222,680	NASDAQ OMX	2,396,344	NASDAQ OMX	3,239,492	NASDAQ OMX	3,592,699	3
4	シカゴ	1,763,428	ロンドン	2,164,716	ロンドン	3,794,310	Nasdaq	4,013,650	NYSE Euronext (Europe)	2,101,746	NYSE Euronext (Europe)	2,869,393	ロンドン	2,766,761	4
5	ロンドン	1,642,582	Euronext	1,889,455	Euronext	3,712,681	ロンドン	3,851,706	大証	2,013,567	ロンドン	2,796,444	NYSE Euronext (Europe)	2,711,822	5
6	Nasdaq	1,511,824	大証	1,621,509	大証	3,122,383	上海	3,694,348	ロンドン	1,868,153	上海	2,704,778	上海	2,430,126	6
7	ドイツ	664,913	ドイツ	1,071,748	香港	1,714,953	大証	2,917,941	上海	1,425,354	香港	2,305,143	香港	2,329,066	7
8	パリ	586,963	スイス	625,909	トロント	1,700,708	香港	2,654,416	香港	1,328,768	大証	2,119,073	大証	2,238,265	8
9	トロント	486,978	トロント	611,493	ドイツ	1,637,610	トロント	2,186,550	ドイツ	1,110,580	トロント	1,676,814	トロント	1,858,778	9
10	香港	448,219	イタリア	527,467	スペイン	1,322,915	ドイツ	2,105,198	トロント	1,033,449	スペイン	1,434,540	ボンベイ	1,416,072	10

		香港	506,073												
上海	—	上海	—	上海	917,508										
深セン	—	深セン	—	深セン	227,947	深セン	784,519	深セン	353,430	深セン	531,940	深セン	909,051		
香港・上海・深セン合計	448,219	香港・上海・深セン合計	506,073	香港・上海・深セン合計	2,860,408	香港・上海・深セン合計	7,133,283	香港・上海・深セン合計	3,107,552	香港・上海・深セン合計	5,447,457	香港・上海・深セン合計	5,668,243		

(出典) World Federation of Exchanges

(注) 東証・大証については各取引所の統計月報より作成し、重複上場分を含む。

国際金融センターとしての競争力比較 (City of London "The Global Financial Centres 7")



GFC7 (10年3月)	1位	1位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	9位
GFCI6 (09年9月)	1位	2位	3位	4位	7位	8位	6位	9位	5位	11位
GFCI5 (09年3月)	1位	2位	4位	3位	15位	7位	5位	6位	—	16位
GFCI4 (08年9月)	1位	2位	4位	3位	7位	8位	5位	6位	—	10位
GFCI3 (08年3月)	1位	2位	3位	4位	9位	8位	5位	7位	—	10位
GFCI2 (07年9月)	1位	2位	3位	4位	10位	8位	5位	7位	—	11位
GFCI1 (07年3月)	1位	2位	3位	4位	9位	8位	5位	10位	—	6位

<参考 ロンドン、ニューヨーク、東京の総合評価(要約)>

	GFC7(10年3月)	GFCI6 (09年9月)
ロンドン	ロンドンは前回より15ポイント下げ、全体で二番目に大きな下落。産業セクターのサブ指標のうち保険分野について3位に転落。競争力のサブ指標のうち、ビジネス環境、人材、インフラの分野につきニューヨークに追い抜かれた。	ロンドンは、前回より9ポイント上げ、ほぼ全ての測定要素において上位4分の1以内を維持。銀行分野を除く全ての産業セクターのサブ指標において1位。競争力の全要素において1位。
ニューヨーク	ニューヨークは、金融危機の影響を受け、前回より1ポイントしか上がらなかったが、初めてロンドンと並び1位となった。また、競争力のサブ指標のうち、ビジネス環境、人材、インフラの分野でロンドンを追い抜いた。産業セクターのサブ指標のうち銀行分野、政府関係等において1位、その他の分野において2位。	ニューヨークは、前回より6ポイント上げ、80%以上の測定要素において上位4分の1以内を維持。銀行セクターのサブ指標において1位。その他の産業セクターのサブ指標において2位。
東京	東京は、GFCI5を除いて、常に上位10位以内に位置。今回は、前回より3つ順位を上げて5位となり、アジアの金融センターにおいては3位。産業セクターの全てのサブ指標において上位10位以内に位置し、競争力のサブ指標のうち、多くの分野において上位に位置。	東京は63ポイント上げ、上位10位内に返り咲いた。前回東京が上位10位から外れたのは、幾分驚きであり、最近東京が抱えていた問題に過剰反応していたのだろう。上位10位以内がより正確な評価だろう。多くの分野でリードしており、産業セクターのサブ指標のうち資産運用分野で6位、銀行分野で6位。競争力のサブ指標のうち、人材とインフラの分野で6位。

(出典) City of London "The Global Financial Centres 7" (2010年3月)、“The Global Financial Centres Index 6” (2009年9月)